

年金制度改正のお知らせ

厚生年金保険の4月からの改正点

70歳以上の被用者の老齢厚生年金の
給付調整

70歳以上の方も、厚生年金の適用事業所にお勤めの場合、老齢厚生年金と賃金の合計額が48万円を上回るときは、老齢厚生年金の全額または一部の額が支給停止となります。

ただし、昭和12年4月1日以前生まれの方は、対象なりません。

65歳以降の老齢厚生年金の繰下げ制度の導入

65歳から老齢厚生年金を受けることができる方が、65歳からは受けとらずに、66歳以降に支給の繰下げの申出をした場合は、そのときから増額された老齢厚生年金を受けることができます。なお、老齢基礎年金については、従来から繰下げ支給の制度があります。

遺族厚生年金制度が見直されます。

(1) 65歳以上の方の遺族厚生年金の支給方法の見直し

遺族厚生年金と老齢厚生年金等の受給権がある65歳以上の方は、

・ご自身の老齢厚生年金等は全額支給
・遺族厚生年金は、ご自身の老齢厚生年金等に相当する額が支給停止
され、その差額のみ支給

※平成19年4月1日前に遺族厚生年金を受ける権利を有し、かつ、すでに65歳以上の方は、この新しい仕組みの対象なりません。

(2) 若齢期の妻の遺族厚生年金制度の見直し

① 夫の死亡時に30歳未満で子を養育しない妻等に対する遺族厚生年金は、5年間の有期給付となります。

② また、妻に対する遺族厚生年金に加算される中高齢寡婦加算は、夫死亡時に40歳以上である妻に、65歳に到達するまでの間、支給されることとなります。

※平成19年4月1日前にすでに受給権が発生した遺族厚生年金は、この新しい仕組みの対象なりません。

離婚時の厚生年金の分割制度の導入

平成19年4月1日以後に離婚された場合に、その婚姻期間中の厚生年金の保険料納付記録を、当事者間で合意した割合に基づき分割することができます。

■問い合わせ

佐賀社会保険事務所

☎ 31-4191

市民生活課 国保年金係

☎ 75-6116

集落の夢をみんなで描こう

中山間地域直接支払制度

中山間地域等直接支払制度新規加入・面積追加要望受付中

中山間地域等直接支払制度は、中山間地域の農業生産を維持し、農地などが持つ多面的な機能を確保するために、平成12年度から実施されています。

多久市においても多くの集落で協定を締結し、その交付金を活用しながら集落の活性化が図られています。

集落等で、この制度の新規加入や面積の追加要望等がありましたら、お問い合わせください。

集落等で、この制度の新規加入や面積の追加要望等がありましたら、お問い合わせください。



平成18年度集落協定の実施状況（上段は平成17年度）

町 名	集 落 協定数	協定参加 農業者数	交付金 (千円)	交付対象面積 (ha)		
				田	畑	計
東多久町	(5) 5	(56) 56	(2,952) 2,973	(5) 5	(26) 27	(31) 32
南多久町	(11) 11	(177) 177	(13,530) 14,721	(84) 84	(26) 26	(110) 110
多 久 町	(3) 3	(34) 34	(1,728) 1,911	(20) 22	(0) 0	(20) 22
西多久町	(16) 16	(252) 252	(21,224) 21,704	(128) 130	(42) 42	(170) 172
北多久町	(8) 8	(147) 147	(10,735) 11,451	(77) 79	(34) 34	(111) 113
計	(43) 43	(666) 666	(50,169) 52,760	(314) 320	(128) 129	(442) 449

※参考 通常単価（10割）選択集落協定数 21集落協定

※申し込みは、6月29日(金)まで

■問い合わせ

産業振興課 農政係

☎ 75-4825